別記様式第三の九（第七条の九関係）

放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者
　下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
2　納付命令の内容
　放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
3　納付命令の理由
　弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。
　なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和8年 5月29日

埼玉県公安委員会

弁明通知書番号	弁明通知書番号
43-101-260406-007004	
43-101-260409-006010	
43-105-260308-822518	
43-105-260408-036004	
43-105-260408-830810	
43-108-260314-043005	
43-108-260326-043018	
43-110-260311-049008	
43-111-260401-791601	
43-111-260414-051005	
43-112-260330-053003	
43-126-260227-061004	
43-126-260310-804933	
43-128-260401-068004	
43-130-260410-600970	
43-133-260326-044005	
43-134-260403-028003	
43-135-260326-011007	